

今後の投資的事業のあり方に関する基本方針

平成18年3月16日決定

本市の厳しい財政環境を踏まえ、平成17年6月に策定した財政健全化プランに基づく財政の健全化を推進しつつ、かつ、限られた財源の中で必要性・緊急性の高い投資的事業の計画的な実施に資するため、次のとおり内部方針として「今後の投資的事業のあり方に関する基本方針」を定めるものとする。

記

1 既存施設の維持管理への財源の重点化

過去の投資的事業により設置した既存施設は老朽化しつつあるものが多く、今後、経常的なランニングコストに加え、その改修、建替えなどの施設維持に要する経費も相当の規模が予測されることから、当面の限られた財源は、当該施設維持に要する経費に優先的に配分することとし、既存施設の維持管理への財源の重点化を図るものとする。ただし、老朽化した既存施設の改修又は建替えに当たっては、あらかじめ廃止を含めた当該施設のあり方を十分に検証した上で行うものとする。

2 既存施設の維持管理の効率化等の推進

既存施設の維持管理に当たっては、市民サービスの維持・向上に配慮しつつ、必要に応じて、指定管理者制度の適用や民間委託を推進し、また、市の関与の必要性が低い施設については、民間や地域への移管を推進するなど、不断の検討により常にその効率化や官民の役割分担の適正化を推進するものとする。

3 大規模投資的事業の原則凍結等

既存施設の維持管理への財源の重点化を図ることから、新たな投資的事業は全体として抑制するものとする。特に、財政状況に多大な影響を与える大規模投資的事業（総事業費が5億円以上の投資的事業をいう。以下同じ。）については、当分の間、これを行わないものとする。ただし、次に掲げる事業のうち、確かな財源確保がなされ、かつ、パブリッ

クコメント等の具体的手続を踏んだ市民合意があるものについては、この限りでない。

- (1) 老朽化した施設の改修又は建替えに係る事業
- (2) 廃止した施設の解体撤去に係る事業
- (3) 新市まちづくり計画に基づく主要事業（財政状況に応じて対応する事業を除く。）
- (4) その他市長が特に必要と認める事業

【注】

「当分の間」とは、財政の健全化が図られるまでの間をいうが、少なくとも財政健全化プランの計画期間の最終年度（平成21年度）までとし、その時点で改めて具体的な期限設定の必要性を検討する。

「パブリックコメント等の具体的手続」とは、広く一般市民に対して行う情報提供及び意見聴取に係る手続をいい、関係地域住民その他の利害関係者との合意形成に係る手続はこれに含まれない。

「新市まちづくり計画に基づく主要事業」とは、別紙の主要事業一覧に掲げた事業をいう。

4 ランニングコスト等の市民への事前公表

新たな投資的事業を実施しようとする場合は、その目的、内容、規模、費用対効果などの事業概要に加え、当該事業により設置する施設についてランニングコストが生じるものにあつては、その額の市民への事前公表に努めるものとする。特に、大規模投資的事業については、これを義務とする。

【注】

「ランニングコスト」には、人件費を含めるものとする。

「事前公表」は、当該投資的事業の初年度における事業費（調査検討に係るものを除く。）の予算案を市議会に上程するまでに、予算編成過程のホームページでの公開に併せて行うものとする。なお、パブリックコメントを実施する場合は、市民に提供する情報にランニングコストを必ず含めるものとする。

「事前公表」は、統一的な様式を定めて行うものとする。